

4 都市・住宅



4-1 計画的な土地利用

4-1-1 土地の有効利用

【現況と課題】

豊かな自然環境と都市的生活環境が調和した「里都まち」を実現していくためには、本町の豊かな自然環境の保全と新たな交流・産業拠点の形成など土地の有効利用を進めていく必要があります。

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における新たな産業系拠点等の形成に加え、役場周辺の土地利用や地域経済の一翼を担ってきた砂利採取跡地についても緑地や農地などに配慮した跡地の有効利用を検討し、人々が集まりやすい交流や産業を生み出すことで地域の活性化を図っていく必要があります。

【施策目標】

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺の土地利用の促進や役場周辺、砂利採取跡地など町の潜在力を生かした拠点整備の方向性を検討するとともに、自然環境の保全と生活環境の向上との調和ある発展を目指し、土地利用の計画的かつ総合的な調整を行います。

4-1-1-1 自然環境と調和のとれた土地利用の推進

【施策内容】

優良農地や里山の保全・活用、都市住民との交流などを通じて、本町の自然環境の魅力が更に高まり町の活性化につながるよう、「中井町農業振興地域整備計画」及び「中井町都市計画マスタープラン」を見直し、自然環境との調和のとれた土地利用の方向性を定め、計画的かつ総合的な調整を行います。

4-1-1-2 インターチェンジ周辺の土地利用の推進

【施策内容】

新たな産業拠点など土地の有効利用を進めていくため、東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺に近接する地域は、新たな産業系市街地整備及び大規模営農を目的とした農業基盤整備を促進します。

4-1-1-3 役場周辺の土地利用の検討

【施策内容】

役場周辺は公共公益性の高い施設が立地していることから、これらを核とした土地利用について、財源の確保などを含めて多角的に検討します。

4-1-1-4 砂利採取跡地の有効利用

【施策内容】

砂利採取跡地については、将来的な土地利用構想の作成に取り組むとともに、事業者の事業計画や地権者との協議調整を図ります。

4-1-2 都市基盤の整備

【現況と課題】

商業施設を誘致し生活利便性の向上を図るなど、地域の課題解決に向けた取組が進んでいますが、社会経済情勢を見極めながら地域の特性に応じた市街地整備を図る必要があります。

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺においては、新たな産業系市街地整備を促進し、南部地区についても長期的な視点で産業拠点の形成に向けた検討を進めていく必要があります。

また、中井中央公園をはじめ町内の公園施設の適正な維持管理に努めるとともに、地域に親しまれる公園づくりを行っていく必要があります。

【施策目標】

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺においては、新たな産業系市街地整備を促進します。

その他の地区についても地域の特性に応じた市街地整備の検討を進めます。公園施設については、適切な維持管理に努め、地域に親しまれる公園づくりを目指します。また、中井中央公園については、地域の交流拠点として更なる充実を図ります。

4-1-2-1 市街地整備の推進

【施策内容】

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺においては、関係機関と連携を図りながら新たな産業系市街地整備を促進します。

その他の地区についても、社会経済情勢を見極めながら、地域の特性に応じた市街地整備の検討を進めます。

4-1-2-2 中井中央公園の充実

【施策内容】

幅広い世代で生涯にわたり気軽にスポーツを楽しむための環境づくり、新たに整備した「なかい里都まちC A F E[※]」を活用するなど人が集い憩う環境づくりに努めることで、地域の交流拠点としての充実を図ります。

また、公園施設については、民間活力を活用して管理業務の充実にも努めるとともに、誰もが安全で安心して公園を利用できるよう、老朽化等に対する計画的な修繕・更新を行います。

4-1-2-3 地域に親しまれる公園づくり

【施策内容】

自治会等の地域団体と連携し公園施設の適正な維持管理に努めるとともに、地域の住民が健康づくりやレクリエーションの場として日常的に利用する親しまれる公園づくりを進めます。

[※]なかい里都まちC A F E：多世代が交流し、町内外からの来訪者を迎え入れ、町の情報発信と地域活動の拠点として、中井中央公園に整備したカフェ。

4-1-3 道路交通網の整備

【現況と課題】

本町を取り巻く道路交通網は、東名高速道路等と国道が配置され首都圏と関西・中京圏を結び経済・社会活動を支えています。これらに加えて近隣市町を結ぶ県道が町の東西・南北に通じ、幹線町道と大規模農道・生活道路等が細かく配置され地域間を結んでいます。現在、国県道等の幹線道路から生活道路までの役割位置付けに応じた道路整備を進めており、県道77号(平塚松田)比奈窪バイパスが開通され、さらに井ノ口交差点周辺の歩道整備に向けて県と協調して取組を進めています。「厚木秦野道路」、「秦野中井インター・平塚アクセス道路」については、企業誘致など多岐にわたる分野で大きな効果が期待できることから、近隣市町村と協調して国県に対し早期整備を要望しています。

また、今後老朽化する道路施設において、道路交通網の安全性を長年に確保するために、定期点検と計画的な補修を実施し、維持管理費の縮減にも取り組む必要があります。

【施策目標】

近隣市町村と連携し広域的な道路網の整備を進めるとともに、新たな幹線道路となる国県道の早期整備を関係機関に対し要望し、安全性・利便性に配慮した生活道路の整備や道路施設の現況把握による計画的な補修・更新など適切な維持管理を行います。

4-1-3-1 幹線道路の整備促進

【施策内容】

厚木秦野道路の早期整備や県道整備の事業化に向けた要望活動の継続、経済・観光・物流・災害発生時の緊急輸送路の複数路確保に配慮した国・県道との効果的な接続や自治体間の連携に配慮した道路整備を図ります。

4-1-3-2 生活道路の整備

【施策内容】

地域生活の安全性・利便性を確保するため、生活道路の整備を進めます。

4-1-3-3 道路の適切な管理

【施策内容】

道路施設の定期点検により状況を把握し、安全性を長年に確保する適切な維持管理による安全な通行の形成、地域との協働による清掃活動等の継続による環境や道路景観の維持に努めます。また、道路等に関わる長期保存が必要な各種資料を電子化し、適切な管理に努めます。

4-2 定住を支えるまちづくり

4-2-1 総合的な定住促進

【現況と課題】

本町の人口は平成7年をピークとして少子高齢化による自然減に加え、転出者数が転入者数を上回る社会減により減少に転じ、この減少傾向は今後も加速していくことが懸念されます。

将来にわたり活力あるまちを維持していくためには人口減少を前提としつつも、この流れを少しでも緩やかなものとし一定規模の人口を維持していくことが必要です。

そのため、子育て世代から高齢者、外国人住民など多様なニーズを踏まえた生活環境の整備など総合的な定住促進のための取組が求められているとともに、今後増加していく可能性がある空き家・空き地の活用が課題となっています。

【施策目標】

多様なニーズを踏まえた住宅・住環境の整備促進や空き家・空き地の有効活用とともに定住促進に向けた支援を引き続き実施します。

4-2-1-1 住宅・住環境整備等による定住促進

【施策内容】

既存市街地の有効な土地利用や民間による宅地開発を促進することにより、計画的な住環境整備を図ります。

また、若年層の町内での三世帯同居・隣居・近居の支援とともに、移住・交流ブースの出展、移住ツアー[※]の実施などの関係人口の増加を踏まえたライフスタイルの提案・発信などにより定住促進を推進します。

4-2-1-2 空き家・空き地対策の充実

【施策内容】

空き家バンク[※]を活用し、定住のための資源である空き家・空き地の所有者と利用希望者のマッチングなどを行い、有効活用を図ります。

※**移住ツアー**：移住を検討している方が本町に来て、観光や体験をしながら、町の魅力を体感する取組。

※**空き家バンク**：空き家所有者が登録した空き家の情報を町ホームページ等で公開し、空き家所有者と利用希望者とを橋渡しする制度。

4-2-2 生活交通等の充実

【現況と課題】

本町には鉄道駅が無く、主な公共交通体系は、路線バス及びオンデマンドバス[※]で構成されていますが、路線バスについては、利便性やマイカー依存などによる利用者の減少に伴い、今後も廃止・減便が懸念される状況にあります。

住みやすく暮らしやすいまちづくりを進めるうえで、誰もが利用しやすい生活交通の充実は重要ですが、今後、高齢化が進み、自ら車を運転することが困難となる方が増えることが予想される中で、路線バスの利用を促進し路線を維持していくことが求められます。

町民の日常生活を支える公共交通を確保するため、路線バスの運行体制の維持や交通弱者等への対策と同時に、オンデマンドバスの検証も含め新たな交通手段を調査・研究し、多様な交通手段が連携した新たな交通体系の構築を図っていく必要があります。

【施策目標】

路線バスの運行体制を維持していくとともに、オンデマンドバスの利用検証を踏まえ、より便利で使いやすい新たな交通手段を調査・研究し、誰もが安心して暮らせる公共交通環境の整備を目指します。

4-2-2-1 バス交通の充実

【施策内容】

町民の移動手段を確保するため、バス路線の維持を図るとともに、バス利用者拡大のため、引き続き路線の見直しや利便性向上をバス事業者に働きかけます。

4-2-2-2 生活交通サービスの拡充

【施策内容】

路線バスを補完する移動手段であるオンデマンドバスや移動困難な高齢者や障がいのある方の移動手段である福祉有償運送[※]サービスの利便性向上を図ることなどにより生活交通サービスの拡充を促進します。

また、単独の市町では解決が難しい広域的な公共交通の課題等について隣接市町との連携・協力により取り組むとともに、ニーズに応じた新たな生活交通サービスの可能性について検討します。

4-2-2-3 自転車を活用したライフスタイルの促進

【施策内容】

環境にやさしい移動手段である自転車の利用を促進するため、広域的な事業連携などにより自転車を活用したライフスタイルの普及を図ります。

[※] **オンデマンドバス**：利用者が事前に乗りたい場所や時間を予約して、乗り合いによってそれぞれの目的地まで移動する公共交通システム。

[※] **福祉有償運送**：障がい者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行うドア・ツー・ドアの有償移送サービス。